

第8回米原市自治基本条例推進委員会会議録

内容承認（富野会長）													
公開・非公開の別	公開												
開催日時	平成20年10月 2日（木）午前10時00分～12時00分												
場所	米原庁舎 2階 会議室2B												
傍聴人	0名												
出席者	富野	山本	大長	高見	村岡	足立	賀治	岸根	田辺	木村	今川	北村	
	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	○	
	（事務局）総合政策課：津田課長、服部主査、澤												
議事	①分科会による各グループ討議の報告 Aグループ：自治基本条例と総合計画との関係から見た仕組みづくり Bグループ：市民生活から見えてくる自治基本条例の活用												
	②まとめ ③その他 次回の開催日程確認												
<p>（事務局）各グループA、Bそれぞれ分科会に分かれていただき議論、まとめをしていただきました。本日は、各グループの分科会の報告を踏まえ、市長への提言に向けた内容のまとめをお願いできたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>【分科会報告】</p> <p>●Aグループ：自治基本条例と総合計画との関係から見た仕組みづくり（今川先生）</p> <p>（今川） 合計3回分科会を開催し、議論を重ねました。自治基本条例と総合計画との関係が与えられたテーマになっていますが、基本的には総合計画の中身がどうだと言うよりも、総合計画をきっちり運用させていくために自治基本条例の精神がどう活かされなければいけないかということ为前提として、議論した重要ポイントは、もう一度原点に戻って情報開示や情報提供の在り方ではないかと言う、いわゆる情報公開、情報提供。その中において例えば最も重要な予算編成の中身、予算編成の過程そのものが行政の仕組みの中で理解しづらいところがあるとしても、なぜ予算が設定され、どのように反映されているのか過程が市民に分かるように。あるいは、予算の冊子も作成されているが、どうしてそれが選択、採択されたのかが分かるような説明が必要ではないか。そういうところから住民と行政の情報の共有化を図りながらやっていかないと、市民も適切な発言が出来ないのではないかと。総合計画を掛け合わせていくと計画の段階で情報提供、情報公開をきちっとやりながら実施評価の段階においても情報提供、情報公開の在り方が問われているのではないかと。ケーブルテレビの活用もありますが、中身のあり方、もう少し市民にアピールできるような形をどうとっていくのか。市民の参加、参画の問題についても総合計画を運営していくためには必要になり、これについては、現段階で行政全体や各部局がどのような方式で参加、参画の形をとっているのか、どのようにしたらきちっとした市民参加、参画が成しうるのか。また、基盤として公聴の仕組みもどのようにしたらより良い充実した公聴の仕組みになっていくのかを市民と共に考えていくような市政、仕組みがこれから必要になってくるのではないかと。あるいは前向きに改善していくことが必要ではないかということだと思います。もうひとつのポイントは、協働の指針を一度作っていくことによって市民も事業者も行政もより良い</p>													

まちづくりのために共に歩むという方向性、役割認識が持てるのではないのかという意見が出ていました。主要なポイントはその辺りになるかと思いますが、他の委員さん、補足いただければと思います。

(委員) 結論的に、情報開示が不十分だということでした。パブリックコメントなどもやってもらっていますが、それはそれで評価は出来るが、それで全て情報開示されているかというところではなく、そのためにもっとケーブルテレビを使えば…という話が出ていたと思います。例えば各部で予算編成での話し合いをダイジェストで流すとか。とにかく、先ず情報開示でした。

(委員) もう1つ各自治センターが旧4町におかれているが、情報開示と絡まって、情報開示の具体的な中身まで関わって機能するようにならないかという話もありました。地域の課題を受け止める所というようにとこだけに終わっていないかという話もしていました。

(委員) 情報発信がされていないという話でしたよね。

(今川) そうですね。あるいは、情報発信はされている部分はあっても、必要な人の所へ適正な情報が届いていない、届かないというか、届く仕組みがまだ出来ていないということでした。

(事務局) あえて議論を深めていただくために反論すれば、過程での情報は、確かにあると分かりやすいのですが、予算編成過程は同時多発的にそれぞれ各部署で行われるため、それをどう見せるかという難しさがある。机を囲んで予算編成をしておらず、担当部局で原案を作成し、課長、部長が査定する形ですので、リアルタイムで見せることが技術的には難しいと思います。例えば我孫子なんかは、課の要求段階や査定後で整理するなど時間を止めた整理のやり方であれば、頑張れば出来なくもないが、全部の課でやることを全部知らせることは情報が多すぎて、市民に全部伝えようとすると、もう辞めてくれという市民も中には出てくるかもしれない。その難しさがありますね。それから、自治センターにも情報コーナーを設け、書類を置いているが利用が少ない。パブリックコメントの時などに情報コーナーにもありますよとお伝えはしますが、気にとめないか、ご存知ないということが多く、情報が欲しい時にどこに行けばあるかというようなチャンネルを分かりやすくしておく必要があると思います。その上で情報が欲しいという動きがないと、情報をどんどん流すだけでは、広報紙の予算面もあり、ケーブルテレビも番組制作料が発生しますので、ある程度取捨選択が働くはずですが、その中でこのような情報が欲しいという声が双方向であって、その内容が宣伝されていく。今、その辺の仕組みがほとんどない。仕組みとして市政モニターという制度があり、公募もして、市民委員もおられ、制度は立ち上がってはいますが、それがどのようなことをやっておられるか皆さんも見えにくいのだと思います。ただ、その仕組みを作ってはいるので、上手く回すことと、必要があれば仕組みを変えるということをする必要はあると思います。市民も交えた情報のあり方の検討も必要だということですが、それに近い組織はあるわけですので、それがどうあるべきかという話だと思います。

(委員) 自治経営という項目がありますので、経営とは訳すると情報開示ということになりますよね。趣向を凝らして限りなく市民に情報を提供しないと、逆に何を聞いたらいいいのか分からないということで意見が出ない。意見のやり取りを聞いていたら、問題があれば資料をもらいに行こうと思うが、そういう情報は市民に提供されていない。ないと言うより分からない。問題は、スタッフが共有の情報を持って仕事をしてもらっているかを知りたい。リアルタイムで議論してもらっているのを見ると、良く分かってくるし、逆に建設的な意見が出てくる。批判的ではない意見に変わってこないと等の意見も出ていたと思います。

(事務局) 経営でいえば、企業では株主総会には報告される。そうかと言って、株主に全ての情報を出して広げるわけにはいかない。やはり、重要情報を出していかないといけない。皆さんに知っておいてほしい重要な情報と、個別的に出して欲しいという情報請求があった時には必ず出せるというふうに整理しておく必要がある。

(委員) 行政の責任という形で、行政は情報を全て持っているが、市民は持っていない。情報を持っていない市民に情報提供するための工夫をどうするか。そこは自治基本条例にあるので、そこを活用したほうが良いと思う。

(事務局) 枝葉の情報というより、市民が判断するための情報提供がされているかということ。市役所はそれが出来ていると思っているが、市民にとっては不十分。じゃあどこまでだという議論をやっていかないといけない。限りなく出すというのはかえって不便になることもある。

(委員) そういう限りなく出せという議論は出てなかったと思いますよ。

(事務局) 極端に、議論を深めていただくために言いましたので、そこは、どこまでなんだというところが難しい所だと思います。

(委員) 行政はどうしても情報を出すのを渋る。その体質を変えないと、と思いますが。

(事務局) 出し渋っているわけではないのですが、どうしても説明するための資料なりを作成しなければいけないということもあり、事務効率と市民が知る利益のせめぎ合いがありますね。

(委員) 「執行機関は、まちづくりに係る情報を迅速に整備し、開示するとともに、わかりやすく説明する責任を果すよう努めなければならない。」とあるわけですから、広報やZTVも大事だが、市民の側からすると、やはり分かりやすくということが足りないような気がします。

(委員) 市民は後期高齢者の制度など分からない。その制度で市民にどのような影響があるのかが開示されていない。人間ドックの補助が無くなったことなど。いち早く市民に分かりやすく開示した方が良い。例えば1つの例ですが、税源移譲のしくみなど、経験したものは分かるが一般市民は分からないのだから。

(今川) 一気に理想的なスタイルにもっていきたいということではなく、米原市はとりわけ自治基本条例の中で知る権利を堂々と訴えていて、条文の中に書いてある以上は、知るためには、必要なときに必要な情報が手に入りやすいような仕組みを作らなければいけないし、そのための情報の整理をしなければいけないので、ニセコや我孫子の試みもあるように、試みを目に見える形で改善しましたということを市民に段階的に発展させていくことが必要なのだということですよ。

(事務局) 向かう方向が出来たわけですから、毎年進歩しているのかという話ですよ。

(今川) 我孫子では、段階的に静止情報ですよ。それをもとにしてケーブルテレビで議論しているのも面白いのかもしれない。

(委員) そういうのを議論して流してもらえれば面白いなあと思いますけどね。

(事務局) 我孫子は、議案否決が珍しくないところでもありますから。少なくとも議会には行政として決定機関ですから説明するわけですよ。議員で説明している内容を市民が共有しているかということですよ。議員は市民の代表ですから、その内容を共有するというのが1つの到達点ではあるような気がします。

(委員) 最近、米原市のホームページを見ていますが、少し遅いような感じがしています。早い段階で提供して、その情報に関心を持っている市民などが意見を出していく場を作る必要があると思います。議会の映像をホームページで放送するなどしてもらった方が良い。県は、すぐに映像で見られるよう

にしてあるし、上手い具合にCDには焼けないようになっている。USBには出来るのですが。

(委員) あと、審議会などがありますが、公募の数が少ないのではないかと思う。一般市民の公募枠が少ないという意見も出ていたと思います。

(事務局) 内容にもよりますが、公募しても、なかなか枠を超えることがないのが現状ですね。

(委員) 魅力がないのかな。

(委員) 公募の委員になってほしい人へ情報が届いていないのかもしれないですね。情報をその人達に届けるような紹介をいくつかやってきましたけど、結構地域にもおられるのですよね。

(委員) 市民のリアルな意見を言える人が出てもらわないと困りますよね。

(委員) 結局、市民が議会の議事録なんかを毎回チェックするようなまちなになれば、広報とかもきっちり見るし、情報という意味では理想的なまちの姿なのでしょうけどね。

(委員) 枠が少ないと活気がないのでよね。でも、公募委員のなり手が少ないですよ。

(委員) 一般公募の方が、専門的な方の前で発言することは難しいのではないかと思います。そのかさをあげてあげること、まなびや的なものを作っていくことで条件整備をするなど、研修、啓発をしたり、公募でも入りやすい仕組みを作る。そして審議会の中に入っても発言できるような雰囲気を作るということは条例の中でも責務として上がってくるべきなのかなと最近思っています。勉強会を持ったりして、私達のような市民的な立場で提供していくことも必要なのかもしれない。一般市民の声は大切に、公募委員の数も増えていけば理想ですが、まずはそういった事例等ができてくるともっと参加しやすくなるような気がします。

(委員) 情報開示に話を戻しますが、生活感覚から今、行政も話しにくい状況になっていると感じていて、情報を迅速に出せと言っても恐らく出しにくく、いたちごっこになると思う。情報提供するにも行政はきちとした手続きを踏んでからの開示で、現状に縛られてしまっている。議論をライブするというのも賛成ですが、現状は行政として難しいと思います。そういった訓練もされてないし、制度にもなってない。少なくとも一人称で発言したとしたら大変なことになりかねない。最終決定したものしか言えないとなると行政側も出せない。様々な一個人の意見も聞き入れながら改善策を考え、市民も受け止めていくようになれば、素早く情報を出せるようになるかもしれない。お互いが対等に向き合い、市民も行政発言を受け止められる市民側の責務としてきっちり作っていけるかということも今後あるのだろうなと思います。

(今川) 必要なときに必要な情報を得られるということですが、米原市は、情報公開条例は決裁情報じゃないですよ。保有ですよ。保有にした限りは、決裁以前の情報の提供をしなければいけないということ。内部のルールとして、どのレベルからを保有情報として考えるかという内部でルール化されている自治体も多いと思いますが、米原市はどのレベルからかかルール化されているのでしょうか。

(事務局) 決裁ですね。全て内部にしても決裁。決裁に残るものを保有しています。

(今川) 保存すべき情報っていう定義ですか。決裁以前の議論の過程は。

(事務局) 幹事課長会や部長会など、どういった内容について議論したかなどはありますけど。

(委員) 市町村は、国に比べて記録は少ないと私は思います。国はどんな些細なことでも記録している。会議でも必ず一人では来ないし、記録の人が来ますよね。

(今川) 判断されるとき資料。どういう資料で判断されたということですよ。

(委員) 最終目標はずっと先にあるが、今までの古い行政体質を変えていこうという意識でこの自治基本条例を作ったという意識がある。1つ1つの問題についても、これに照らして、いかに住民に多くの

情報を提供するかという、方向性の転換をしてもらいたいと思いますね。

(事務所) 決裁文書に対する感覚、内容も含めて市民に公開されるという意識にやっと今、職員も変わってきたところだと思います。市民に、必要な情報をどれだけ出していけるかという感覚に職員がどれくらい変わっていけるかということですから、そのあたりを提言いただくと向かうべき方向性が示されるとと思いますね。

(委員) 来年の課題を議論しているところ等をライブでやってくれることを期待しますが、それが出来る、出来ないは別として。みんなが意見を出して、市民に伝わってこそだと思います。

(委員) 良い悪いがどうしても付きまどってしまいますが、むしろ出した、出してないかが大事だと思います。そこで初めて施策が良いか、悪いか議論されるべきで、編成過程なりの議論、現状の問題として今あるものを出してもらったほうが面白いし、参画もしやすいと思います。

(委員) それを引っ張っていく司会者のレベルが高くないといけない。

(事務局) どんな議論がされているかも確かに意味があるかもしれませんが、どういう市民の意見を元に立案したか、どういう範囲で聞き取りをしたかというバックグラウンドが示されれば分かるので、結論だけでなく、過程、背景が分かれば市民も納得ができるという話になると思います。

(委員) 職員も外へ出て住民の声を聞いていないと、自分の問題として政策に活かそうにも、言い切れない。

(委員) 外へ出て声を聞くことは確かに必要だと思いますが、今それはしにくいと思います。市民の前で話すことが仇となってつつかれることが多い米原市の今の現状。まず、その雰囲気をも市民も変えていかなきゃいけない。情報を知った以上は市民も責任を持って、行政と市民のお互いの協働の在り方を考えていかないといけないような気がしますね。

(委員) 個々で発言するのではなく、字の自治がしっかりしていないと。先ず仲間で議論し、それを上げていかないと。市民個人のいうことを聞くのは不可能なのだから。

(事務局) 市民意見というものは、賛成と反対が混在しているもの。行政は両方を聞き、それをどちらにするかという話ですね。

(今川) だから最後はどっちにしたという話ですよ。

(委員) 要は、限りなく自治基本条例の精神に近づけていくような整備をしてほしいということですね。

(事務局) 情報のツールの問題、予算編成ということでポイントをいただいたということですね。それでは、Bグループの報告をお願いしたいと思います。

(委員) 3回の分科会を実施いただきました。議論のポイントとしては、市民目線から見た自治基本条例。条文に関連する仕組みと新たな提案とされています。まず一点目は、こちらも情報に関しての意見が多く出されており、情報発信はされているが、一方的で内容が相互理解されていない。計画段階に市民を交えた議論の場を持つ必要がある。といったところはAグループと同じような形で出ています。企業と市、企業と市民、また市民と市、お互い双方向での情報のやり取りがないといけない。という議論がされております。第7条の「情報の共有」、第14条の「整備公開および提供」の具現化について提案をするべきであろうということにしています。要約としては、市民、事業者、行政が共有する情報の公開、提供の仕組みが十分なものではない。その情報のあり方に関して検討した上で、自主、自立型の市民活動に関するガイドラインが必要であるというようなまとめ方にしています。二点目は、補助金に関することであり、様々な補助金がある。地域でやりたいことをまず考えて、色々な人に声をかけたらこんなことが出来るということや、趣旨にあったような地域の活動のための税金の

使い方になっているかどうか、もう一度検証してみることが大事。補助金とは、行政にお願いに行ってくださいと頼むのではなく、みんなで議論した上でやりましょうということになれば政策形成が随分違ってくるし、行政も透明性を確保できるという意見や、第16条1項、3項に基づき、市が現在出している補助金を全面的に見直す。行政は、行財政改革の視点で全市一律の補助金のカットや見直しをしてきていますが、行政、市民、事業者と一緒にチェックをすることを提案していいのではないかという意見が出されてきております。これについては、行政だけではなく、違う観点から役割分担に基づきそれぞれの立場で議論できる、補助金の見直しをチェック出来る場を作っていいということで提案していいこととなっています。まとめとして、これまでの補助金は、市民の自発的かつ地域の必要に基づいた補助金であるかどうかの見直し、評価がされていないことから、自治基本条例第16条1項、3項に基づき、行政、市民、事業者が共にチェックすることが必要であるというまとめ方にしております。三点目は、富野先生からの提案でしたが、第5条の持続的発展の具現化です。持続的発展という言葉は三つの要素があり、環境的持続性（環境が大事ということ）、経済的持続性（雇用や経済活動など人々が生きていくための経済条件）、社会的持続性（人のつながりがあり、そこに幸せが感じられるような人間関係）、この三つがあって初めて持続的社會になる。という持続的発展という定義を基にし、米原市としての方向性を条例で整備していくべきではないかという提案です。日本に例はない画期的な条例で、直ぐには出来るものではないが、その検討を行っていくべきではないかという提案が出ているところです。この3点で取りまとめをされているところです。

（事務局） Bグループも同じような情報の問題が出されてきています。補助金の見直しというのは、合併ということで急務であったので、少々やり方が乱暴だったということもあったかもしれない。なかなか上手く説明がつかないため一律カットという形をとったケースがありますが、やはりそうではなく、必要なところには必要な補助金を、という話も含めてということですね。

（委員） 最近、近くの空き地を利用して公園を作りました。子どもが遊ぶ場所として作ったのですが、ボール遊び等をするために危険なので周りにフェンスを張る予定で、市へフェンスの補助金をもらえないか聞きに行ったが、公園の大きさが小さいため補助金は出ないと言われた。一方では、子ども安全管理のために身近な所で遊び場を作りたいと言っているわけなのです。言っていることがバラバラなのですよね。そういう所に補助金がちゃんといく見直しをしていただきたいと思います。

（今川） ルール改正の議論がどこかでなければいけないということですよ。

（委員） 公園を作ってあげたいという思いは人間としての価値はみんな同じなのでしょうけど、企業はその後のことを考えなくてはいけない。もし、そこで事故があったらどうするかなど、様々な縛りがあるのでなかなか難しい所がある。情報管理もそうですが、企業は全て記録しなければいけないため、記録として全部残っていく。結果が問われ、その時どういう対応をしたのか確認され、上手く対応できていなければ是正勧告、操業停止にもなる。その辺の違いがあると思いますが、行政はそこまで記録が残らないし、残さなくても良いが、苦情とか、例えばQ & A的なものを作られているのかもしれませんが、そういったものがあると良いと思います。

（事務局） 今、市民の声制度というものを作ってまして、どこで受け付けても統一の様式に記録して、所管課に引継ぎ、結果を記録してフィードバックするというシステムを作ったのですが、書くということが落ちてしまえば残らないですね。

（委員） 一番入っていきやすいのはQ & Aなのですよね。たくさんあればあるほど入っていきやすい。企業はそういう所を活用しています。行政は、ある一定の定義があるでしょうけど、予防的に対応して

いくのは企業ですが、行政は予防的に対応することは、なかなかないですよ。どちらかと言うと何か問題が起きてから対応することが多いように感じます。全てがそうではないと思いますが。行政としての縛りがあるとは思いますが。個人的感覚からいえばこうですということも、一定の縛りがそうさせていて、その辺が溝を深めているような気がしますね。

(委員) 環境の取り組みで、車の相乗りをすれば良い等といわれますが、企業としては、同乗者が事故にでも遭った場合の補償問題、企業としてそこまで補償できない。そのあたりの制度がクリアできない歯がゆいところがありますね。

(委員) そういう面では、公共交通機関に戻っていかないと、今後人間生きていけなくなると思いますよ。

(富野) 分科会の議論を踏まえてまとめを作っていきたいということで、それぞれかなり具体的な問題も含めて議論いただきましたので、議論が足りないところ等はないと思います。二つのグループそれぞれの観点から出てきていますよね。まとめ方で少し違うと思ったのは、条文をベースにしてまとめていくのか、テーマでまとめていくのか、少し違いがあると思います。勿論テーマがあってこそ条文があるわけですが、自治基本条例に対する意見のとりまとめとしては、どちらが良いのかということがあると思います。行政として受け止められる受け止め方と、議員さんや市民の皆さんが受け止める受け止め方は少し違うと思います。そういう意味でAとBそれぞれご覧になっていると思いますので、どちらでまとめていくかということがあります。ただ、Aグループは何条でとストレートには議論されていませんので、改めて何条につながり、どういうところで対応するのだろうという議論をしないといけないのですが、どうですかね。

(今川) 基本的には条文からということになりますので、第13条とか、情報の共有とかそのあたりから対応できると思います。

(富野) 一応、対応はできますかね。よろしいですかね。それでは、まとめ方として何条関係という形でやっていくのか、あるいは自治基本条例の全体として私達の議論がどのように受け止められて、課題が出ていたことに対し、こうやっていただきたい、それについては例えば条文に関係しているというようなまとめ方ですが、そのあたり皆さんのお考えはどうですかね。

(委員) 先生のおっしゃった後者のほうが私は良いのではないかと直感的に思いましたけれども。

(委員) 自治基本条例を作るひとつの目的があって、それで作ってきたので、自治基本条例が限りなく市民のものになって、そしてそれがきちり動いているという方向性を私たちは議論するというのが良いのではないかと思います。最終的には条文に照らして今の運営しているものに課題はないかということを書いてきたと思います。私達のグループは情報開示の面から全てを捉えてきたということがありますので。

(富野) どうですか。他になれば、皆さんがよろしければその方向でまとめていこうかと思いますが。

(委員) 条文を出した方が分かりやすいかもしれないですね。

(事務局) 先ほども少し議論に出ていましたが、いきなり自治基本条例を完璧に反映した形は難しいだろうと。今、この段階での議論として、まずこういう部分が欠けているので、まずはそれをやるべきだという内容で整理をいただく、あるいはその根拠の条例、条文はこれですよという提言をいただくのも1つかなと思います。

(委員) 今のプラスして、まとめ方として課題があって、この条文にあてはまっていくけれど、それにもまだこういうものを出来ていく、それに対する提案というのがいくつも出されていると思いますので、課題、条文、提案といった形でまとめていけば、割と趣旨に沿うかなと思います。

(富野) 大まかな構図としては、まずこの委員会で何が議論され、少し経過も含め、どういう方向で議論してきたのか、その議論の中でどのような課題が浮かび上がってきたのか、その課題については、自治基本条例のどの部分に具体的に関係するのか、そしてそれについて具体的に提案をしていく、このような形でよろしいですかね。

(委員) それで良いと思います。

(富野) それでは全体的な構図としてそれでよろしければ、具体的に文書を作っていくという段階ですが。どうですか。私は、文書を作る上では、基本的に事務局で作成いただくということがあまり好きではないので、折角皆さんに議論をいただいてきたことですので、皆さんで実感を込めてまずやっていただいて、それを事務局に見ていただきながらまとめていくと言う方が好ましいと思いますが。グループを作ったか、それぞれ個人的に出してもらって事務局で集約していただいたものを最終的にまとめていくか、最低でも後1回は集まる必要がありますが。日程的にどうですか。

(委員) ある程度事務局で作ってもらったほうがよいと思いますが。

(委員) 宿題ならいくらでもやりますけれど。

(富野) 事務局にお願いも出来ますが、議論した当事者としてのまとめ方もあろうかと思いますが。今後のスケジュール的にはどうでしょうかね。

(事務局) そろそろ来年度の予算編成の方針を出すという段階ですので、何とか10月には提言がいただければと思っています。

(富野) 大筋はもう1回やって出す。出来たらまとめてしまいたいですよね。まとめ込めるような気はしますね。あとやり方ですよね。出来ましたら、皆さんでやってもらった方が、納得がいくかなと思いますね。作業量が多いと大変ですが、ある程度事務局でまとめてもらっていますので、よろしければ誰か多少まとめても良いですという方、もしくはグループでもかまいませんが。難しそうという話になれば、事務局なり私と今川先生で検討させていただきますが。

(委員) やはり、議論してきた私達が今日の話の踏まえながらまとめていくのが良いかと思いますが。

(委員) そんなにボリュームはないですよ。1, 2枚で良いですよ。じゃ、まとめてみます。

(富野) そうですね。こういうものは、そんなに沢山書いても仕方ないですよ。大体事務局でまとめてくれていますから、書きやすいとは思いますが。一度皆さんに共有いただくためにも、2週間位はどうですかね。

(事務局) 予算編成方針が全職員に対し、20日、21日位に出される予定ですので、その時に推進委員会からこのような提言がありましたので、そのような視点から全職員も考えてほしいというようにしていきたいと思っていますので、出来ましたら概ね提言は後にしても、まとめたものを2週間後位にいただけるとありがたいです。

(富野) なるほど。そうですね。2週間ですね。事務局がやっても皆さんにお知らせしたりで、結局同じ位時間はかかりますよね。どうですか2週間より少し早めでやっていけませんかね。10日間くらいで。

それを皆さんに一回配布させていただいて、なおかつ事務局で手を入れていいということであれば、そこで事務局で手を入れていただいて、それで最終的にもう一度最終案にするということはどうでしょうか。色んなご意見があると思いますが、折角ですから一度やってみましょうよ。じゃ、16日のいつもより遅いですが、夕方からとかはどうでしょう。6時頃からとかどうでしょう。いづれにしても1時間程度で何とかかなと思います。では、16日午後6時30分からということをやってみましょう。



では、そういうことで、先ず委員の方でまとめさせていただいたものを事務局で若干加える所は加えていただいて、事前に皆さんに配布していただくことはできますかね。そうした上で16日に最終的に確定していくということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

■次回会議日程

・第9回 全体会 平成20年10月16日（木）午後6時30分～ 米原庁舎 2階会議室2B

閉会